

答申 情第83号

令和8年8月10日

相模原市長 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開決定処分に関する諮問について（答申）

令和6年7月8日付け6コ推課第345号及び同日付け6人給課第1306号により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本審査請求に係る相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った令和5年12月6日付け相模原市指令（コ推）第15号公文書非公開決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同日付け相模原市指令（人給）第34号公文書非公開決定処分（以下「本件処分2」という。）については、別表に示した部分については公開すべきである。

2 審査請求の経緯

（1）審査請求人は、令和5年11月22日付けで、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項本文の規定に基づき、「令和元年度において、麻溝台・新磯野地区整備事務所（以下「AA事務所」という。）所長が庁内または庁外に対して送信したメールやチャット等の記録全て（紙媒体・電子媒体を含む全て）」、「令和元年度及び令和2年度において、AA事務所所長及びAA職員に対して行われた、コンプライアンス課等が行った聞き取り調査に関する資料及び聞き取り記録一式全て（紙媒体・電子媒体を含む全て）」の2項目を内容とする公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（2）実施機関は、本件公開請求に対し、次の6件の決定処分を行った。

ア「令和元年度において、麻溝台・新磯野地区整備事務所（以下「AA事務所」という。）所長が庁内または庁外に対して送信したメールやチャット等の記録全て（紙媒体・電子媒体を含む全て）」に対する決定処分

（ア）請求文書不存在であるとして、令和5年12月4日付け相模原市指令（DX）第3号公文書非公開（不存在）決定処分を行った。（事務担当課：DX推進課）

（イ）請求文書不存在であるとして、令和5年12月6日付け相模原市指令（麻新整）第47号公文書非公開（不存在）決定処分を行った。（事務担当課：麻溝台・新磯野地区整備事務所）

イ「令和元年度及び令和2年度において、AA事務所所長及びAA職員に対して行われた、コンプライアンス課等が行った聞き取り調査に関する資料及び聞き取り記録一式全て（紙媒体・電子媒体を含む全て）」に対する決定処分

（ア）「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業検証結果報告書作成に係るヒアリング調書」を請求文書として特定し、令和5年12月6日付け相模原市指令（都建室）第1号公文書公開（一部公開）決定処分を行った。（事務担当課：都市建設総務室）

（イ）「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る職員のコンプライアンス上の問題に関する調査結果について（報告）」中、「報告書

本編、【添付資料】資料１から資料４７、事務分担表」を請求文書の一部として特定し、令和５年１２月６日付け相模原市指令（コ推）第１４号公文書公開（一部公開）決定処分を行った。（事務担当課：コンプライアンス推進課）

（ウ）「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る職員のコンプライアンス上の問題に関する調査結果について（報告）」中、「添付資料【ヒアリング結果】（音声データ含む）」（以下「本件特定文書１」という。）を請求文書の一部として特定し、本件処分１を行った。（事務担当課：コンプライアンス推進課）

（エ）「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る不適切な事務処理に係るヒアリング結果について（報告）」（以下「本件特定文書２」という。）を請求文書として特定し、本件処分２を行った。（事務担当課：人事・給与課）

（３）審査請求人は、令和６年１月１８日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「行審法」という。）第４条第１号の規定に基づき、本件処分１及び本件処分２（以下「本件各処分」という。）に対する不服を兼ねた審査請求書を提出し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（４）実施機関は、令和６年３月２９日付けで、本件審査請求に対し、本件処分１に対する弁明書（以下「弁明書１」という。）及び本件処分２に対する弁明書（以下「弁明書２」という。）により弁明を行った。

（５）審査請求人は、令和６年５月１９日付けで、弁明書１に対する反論書（以下「反論書１」という。）及び弁明書２に対する反論書（以下「反論書２」という。）により反論を行った。

（６）実施機関は、当審査会に対し、条例第１７条第１項の規定に基づき、本件処分１に係る令和６年７月８日付け６コ推課第３４５号公文書公開審査諮問書（以下「諮問書１」という。）及び本件処分２に係る同日付け６人給課第１３０６号公文書公開審査諮問書（以下「諮問書２」という。）により諮問を行った。

３ 審査請求人の主張の要旨

（１）審査請求書による主張

審査請求人は、審査請求書において次のとおり主張している。

ア 審査請求に係る処分

審査請求人に対する令和５年１２月６日付けの公文書非公開決定通知処分

文書番号：相模原市指令（コ推）第１５号及び相模原市指令（人給）

第34号

イ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和5年12月11日

ウ 審査請求の趣旨

「ア記載の処分について、公文書非公開決定通知処分を取り消し、公文書公開決定通知（一部公開）を妥当とする。」との裁決を求める。

エ 審査請求の理由

(ア) 審査請求人が令和5年11月22日付けで行った公文書の公開請求に対して、相模原市長（事務担当課：コンプライアンス推進課及び総務局人事給与課）からアに記載する処分を受けた。

なお、請求内容は次のとおり。「令和元年度及び令和2年度において、AA事務所所長及びAA職員に対して行われた、コンプライアンス課等が行った聞き取り調査に関する資料及び聞き取り記録一式全て（紙媒体・電子媒体を含む全て）」

(イ) 相模原市長はその理由を、条例第7条第6号ア及び条例第7条第6号エに該当するためとしている。

(ウ) しかしながら、本件処分は、次の理由から公文書公開決定通知（一部公開）とすることが妥当であると考ええる。

a 公開請求を行った内容の一部はすでに公の情報として公開されている。

本件で公開請求を行った内容については、「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業第三者委員会調査報告書」や、「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会調査報告書」等において、ヒアリング結果をすでに公の情報として、ホームページ等で公開されている（ただし、発言者個人を特定せず、AA所属であることを明記している。）。当然、ヒアリングを受けた職員は、ヒアリング結果が報告書としてまとめ、公の情報として公開されることを予測できた上で、ヒアリングを受けていたものと考えられる。このことから、条例第7条第6号ア「ヒアリングの実施に際しては、関係者から率直かつ具体的な供述を得ることが求められるが、当該公文書を公開することにより、今後、関係者が事実を語らなくなるなど、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれがあるため。」を理由として、その内容の全てを非公開とすることは適当ではなく、上記報告書と同様に、発言者個人を特定できないようにするなど、非公開とすべき内容の一部を黒塗り対応とし、公文書公開決定（一部公開）とすることが妥当である。

また、条例第7条第6号エ「ヒアリング結果は、人事上の措置の

適否・軽重等を判断する際の内部的な審査内容が推測されるものであり、当該公文書を公開することにより、事務事業の公正かつ円滑な実施及び適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。」についても同様に、公開請求を行った内容の一部はすでに公の情報として公開されていることに加え、令和2年5月20日付の相模原市発表資料により、処分を受けた職員（役職及び年齢は公開）、処分の内容、処分の原因となった事案の概要について記載されたものが、ホームページにて、すでに公開されている。このことから、ヒアリング結果を公開することによって、すでに実施された人事上の措置に影響を与えることは考えづらく、「当該公文書を公開することにより、事務事業の公正かつ円滑な実施及び適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。」を理由として、その内容の全てを非公開とすることは適当ではなく、非公開とすべき内容の一部を黒塗り対応とし、公文書公開決定（一部公開）とすることが妥当である。

これらの内容を踏まえた上で、なお、条例第7条第6号ア及び条例第7条第6号エに該当するおそれがあるとするならば、相模原市長（事務担当課：コンプライアンス推進課及び総務局人事給与課）は、審査請求人に対し、非公開情報に該当するおそれとなる根拠を具体的かつ明確に説明すべきである。

- b 同一の内容に対して、相模原市長（他の事務担当課）から公文書の公開決定がされている。

審査請求人は令和5年11月22日付けで行った公文書の公開請求について、相模原市長（事務担当課：コンプライアンス推進課及び総務局人事給与課）からアに記載する処分を受けたものであるが、同時に相模原市長（事務担当課：都市建設局都市建設総務室）から公文書公開決定（一部公開）を受けている（公開された公文書：「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業検証結果報告書作成に係るヒアリング調書」）。請求の内容（具体的なものか、抽象的なものか）や保存文書の種類によっては、処分に差異が生じることは十分予測されるものであるが、本件においては、請求の内容が明確に示されており、公開請求の対象となった保存文書についても、公開決定となった文書と内容が大きく異なることは考えづらいことから、相模原市長（事務担当課：コンプライアンス推進課及び総務局人事給与課）が行ったアに記載する処分は適当ではなく、相模原市長（事務担当課：都市建設局都市建設総務室）と同様に、公文書公開決定（一部公開）とすることが妥当である。

- (エ) 本件処分により、審査請求人は、「市政に関する情報を知る権利」を

侵害されている。

(オ) 以上の点から、公文書非公開決定通知処分の取消し及び公文書公開決定通知（一部公開）を妥当とする裁決を求めるため、本審査請求を提起した。

(2) 反論書による主張

ア 審査請求人は、弁明書1に対し反論書1において次のとおり主張している。

(ア)「ア 弁明の趣旨」に対し

争う。審査請求書記載のとおり、「公文書非公開決定（令和5年12月6日付け相模原市指令（コ推）第15号）処分について、公文書非公開決定通知処分を取り消し、公文書公開決定通知（一部公開）を妥当とする。」との裁決を求める。

(イ)「イ 本件処分に至るまでの経緯」に対して

「同（ア）～（ウ）」に対し認める。

(ウ)「ウ 審査請求書記載事実の認否」に対して

「同（イ）に対し否認ないし争う。理由は（エ）にて述べる。

(エ)「エ 本件審査請求に対する弁明（弁明の理由）」に対して

a 「同（ア）」に対し否認ないし争う。処分庁（コンプライアンス推進課）が主張する「公開を前提として開催された委員会の証人喚問とは異なり、…秘匿性を担保した上で実施している。」であるが、請求者は秘匿性の担保については、否定しておらず、審査請求書においても記載したとおり、その内容の全てを非公開とするのではなく、秘匿性を担保できるように発言者個人を特定できないようにするなど、非公開とすべき内容の一部を黒塗り対応とし、公文書公開決定（一部公開）とする対応を求めている。

また、処分庁が主張する「仮に当該文書を公開した場合は、…著しく困難にする恐れ（原文ママ）がある。」についても、秘匿性を担保できない公開決定を前提としてのものであり、公開（一部）決定であった場合は、秘匿性を担保できないとはいえない。明らかに秘匿性の担保に影響がないと判断できる一例として、ヒアリングが実施された日時や場所、聞き取る側の職員名（コンプライアンス推進課の職員）等の情報がある（なお、請求者はこの内容のみを求めているわけではない。当然、秘匿性を担保した上でのヒアリング内容も求める。）。

上記を踏まえ、なお、非公開情報に該当するおそれがあるとするならば、処分庁は、非公開情報に該当するおそれとなる根拠を具体的にかつ明確に説明すべきである。この内容は審査請求書においても

求めたが、弁明書においても記載がされていない。

- b 「同（イ）」に対し否認ないし争う。処分庁は「コンプライアンス上の問題に関する調査は、事業の検証を行う目的で実施した調査とは、情報の用途・目的等が異なるため、本件請求に対する公文書非公開決定処分は妥当である。」と主張するが、誤りである。

情報公開請求における公開（一部公開）・非公開決定の判断は、どのような目的で情報を取得したか、情報をどのような用途で利用するものか、で判断すべきではなく、請求された情報が相模原市情報公開条例第7条における非公開情報に該当するか否かで判断しなければならない。本件における処分庁の非公開決定は、情報の用途・目的等を基準（軸）として判断しており、（公文書公開決定（一部公開）を行った）都市建設局都市建設総務室が行ったような非公開とすべき内容であるかの精査が、十分にされているとはいえず、過去の事例等における条文をそのまま引用（又は参考と）し、当てはめたものに過ぎないため、処分庁の主張には、一般的合理性がなく、非公開決定との判断は不適當である。

非公開とすべき内容であるかの精査が十分されているとはいえないとした理由については、明らかに非公開事由に該当しない内容であるヒアリングが実施された日時や場所等の情報も含め、すべてを非公開としているため。なお、処分庁は請求書に対して、ヒアリングの日時や場所等の情報が必要又は不必要であるかの確認を行っていない（処分庁は公開可能な内容も請求者が必要としていない情報と勝手に判断しており、まとめて非公開決定の処分を行っている。）。

- c 「同（ウ）」に対し否認ないし争う。上記a及びbに述べたとおり、処分庁の「審査請求の対象となっている公文書は、…公文書非公開決定処分は妥当である。」との主張は、非公開決定とする理由を十分に示すこと、並びに非公開決定とすべき内容であるかの内容精査そのものが、十分にされているとはいえず、一般的合理性を有しないため、非公開決定との判断は不適當である。

イ 審査請求人は、弁明書2に対し反論書2において、上記アに準じた内容を主張している。

（3）審査会における意見陳述での主な主張

当審査会の審議における行審法第75条の規定に基づく意見陳述の申立てはなかった。

4 実施機関による主張の要旨

（1）決定通知書による主張

実施機関は、本件各処分における公開しない理由を、条例第7条第6号ア及びエに該当する文書であるとして、アの該当理由については、ヒアリングの実施に際しては、関係者から率直かつ具体的な供述を得ることが求められるが、当該公文書を公開することにより、今後、関係者が事実を語らなくなるなど、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれがあるため。また、エの該当理由については、ヒアリング結果は、人事上の措置の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の内容が推測されるものであり、当該公文書を公開することにより、事務事業の公正かつ円滑な実施及び適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。と説明している。

(2) 弁明書による主張

実施機関は、弁明書1及び弁明書2において次のとおり主張している。

([])は、弁明書2における記述)

ア 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

イ 本件処分に至るまでの経緯

(ア) 令和5年11月22日付けで、審査請求人●●●●氏より、「令和元年度及び令和2年度において、AA事務所所長及びAA職員に対して行われた、コンプライアンス課等が行った聞き取り調査に関する資料及び聞き取り記録一式全て（紙媒体・電子媒体を含む全て）」に係る公文書公開請求が提出された。

(イ) 令和5年12月6日付けで、処分庁は上記請求に係る本件処分を行い、相模原市指令（コ推）第15号[相模原市指令（人給）第34号]の公文書非公開決定通知書を審査請求人に通知した。

(ウ) 令和6年1月22日付けで、本件処分について審査請求人より「審査請求書」が提出された。

ウ 審査請求書記載事実の認否について

(ア) 審査請求の理由（ア）及び（イ）については認める。

(イ) 審査請求の理由（ウ）、（エ）及び（オ）については、否認する。その理由は、本件各処分は、条例に基づいて適切に行われているからである。

エ 本件審査請求に対する意見（弁明の理由）について

(ア) 審査請求人が主張する「公開請求を行った内容の一部はすでに公の情報として公開されている。」ことについて、公開を前提として開催された委員会の証人喚問とは異なり、コンプライアンス上の問題に関する調査のヒアリング[懲戒処分等の人事上の措置を検討するためのヒアリング]は関係者からの率直かつ具体的な供述を得ることが求められ、秘匿性を担保した上で実施している。また、仮に当該公文書を公

開した場合は、今後の他の事案の調査において、関係者が事実を語らなくなるなど、正確な事実の把握を著しく困難にする恐れ（原文ママ）がある。

（イ）審査請求人が主張する「同一の内容に対して、相模原市長から公文書の公開決定がされている。」ことについて、コンプライアンス上の問題に関する調査[懲戒処分等の人事上の措置を検討するためのヒアリング]は、事業の検証を行う目的で実施した調査とは異なり、人事上の措置の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の内容が推測されるものであることから、当該公文書を公開することにより、事務事業の公正かつ円滑な実施及び適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

（ウ）これらのことから、「令和元年度及び令和２年度において、ＡＡ事務所所長及びＡＡ職員に対して行われた、コンプライアンス課等が行った聞き取り調査に関する資料及び聞き取り記録一式全て（紙媒体・電子媒体を含む全て）」のうち、審査請求の対象となっている公文書は、条例第７条第６号ア及びエに該当することから、本件請求に対する公文書非公開決定処分は妥当である。

以上のことから、処分庁が行った本件各処分には、違法又は不当な点は認められないので、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

（３）審査会における意見聴取での主な主張

ア 本件処分１について

（ア）本件特定文書１は、別途、一部公開決定を行った「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る職員のコンプライアンス上の問題に関する調査結果報告書」をまとめるに当たり、関係職員等に個別に行ったコンプライアンス上の問題に関する調査のヒアリング（以下「コンプライアンスヒアリング」という。）の結果と、その際に録音した音声データの一部である。

非公開を決定した理由は、条例第７条第６号ア及びエに該当するためである。

（イ）コンプライアンスヒアリング時の会話は、記録作成のために録音し、その音声データは記録作成後に消去している。残っていた音声データは、第三者委員会が同席し、又は引き続き第三者委員会が別途ヒアリングを行うために、録音機器を置いていた日のものであり、単独で行った日の分については残っていない。

（ウ）コンプライアンスヒアリングは、関係者から率直かつ具体的な供述を得ることが求められ、その内容を公開することになれば、今後の他

の事案において、関係者が事実を語らなくなるなど、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれがある。

審査請求人は、反論書1において、秘匿性の担保については否定しない、一部黒塗り対応して、一部公開とするように主張しているが、コンプライアンスヒアリングにおける秘匿性は、個人名に限るものだけではなく、話の内容そのものを指していると考ええる。また、日時や場所については秘匿性に影響がないとの主張だが、当該ヒアリングを実施していた時間帯に席を外していたことや、職場と別の場所での目撃情報などから、当該ヒアリングを受けた職員を特定できる可能性もあることから、日時等も含めて非公開とすることが妥当と考えた。

(エ) 審査請求人は、ヒアリングを受けた職員は、ヒアリングの結果が報告書としてまとめ、公の情報として公開されることを予測できた上で、ヒアリングを受けていたものと考えられることから、条例第7条第6号アを根拠として全てを非公開とすることは適当でないと主張する。コンプライアンスヒアリングの実施に当たり、職員に対し、秘密保持の説明を行っていたか否かは定かではないが、同ヒアリングは、秘密保持を前提として実施する行政監察と同様に、内部監察事務として実施しており、審査請求人の主張は当たらない。

(オ) 職員の多くが自身のスケジュール管理をパソコンのスケジュール管理ソフトで行っており、入力したスケジュールは他の職員も同ソフト上で閲覧することができる。今回のような場合、スケジュールの具体的な名称や内容、場所を伏せて「非公開の予定」と入力するのが一般的であるが、「非公開の予定」としても、事案に関心のある他の職員が、関連しそうな部署の職員のスケジュールを横並びに見れば、この日時に何かありそうだという推測を付けることができってしまうこと、また、日時、場所を公開すると何件ヒアリングを行ったかが分かってしまうことも支障と考えた。

(カ) コンプライアンスヒアリングの結果は、人事上の措置の適否や軽重等を判断する際の内部的な審査の内容が推測されるものであり、これを公開することにより、事務事業の公正かつ円滑な実施及び適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

コンプライアンスヒアリングの聞き取り項目は定型化したものではなく、他の職員との関連性や職員の認識、誰からどのような指示が出ていたのかなど、職員の処分の判断に関わるような個別の質問をしているため、すでに公表されている報告書の内容と比べることで、何を聞かれ、答えたか、その結果、どのような処分がなされたかなど、内部的な審査の内容を推測される可能性があることから、非公開とする

ことが妥当と考えた。

(キ) 審査請求人は、公開請求を行った内容の一部はすでに公の情報として公開されており、ヒアリング結果を公開することによって、すでに実施された人事上の措置に影響を与えることは考えづらく、一部公開とすることが妥当であると主張するが、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業第三者委員会調査報告書には、コンプライアンスヒアリングで聞き取った個別内容は掲載されていない。麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会調査報告書は、コンプライアンスヒアリングとは別に行われた調査報告書であり、請求者が反論しているような、すでに公開しているものとの認識とは異なる。審査請求人は、すでに公開しているものと同様の内容だから、公開すべきと主張しているが、コンプライアンスヒアリングの結果は公開しておらず、すでに公開しているものであるから、公開すべきという主張は当たらない。

(ク) 審査請求人は、本件処分1における処分庁の非公開決定は、情報の用途・目的等を基準（軸）として判断しており、非公開とすべき内容であるかの精査が、十分にされているとはいえず、過去の事例等における条文をそのまま引用（又は参考と）し、当てはめたものに過ぎないため、処分庁の主張には、一般的合理性がなく、非公開決定との判断は不相当であると主張している。本件処分1は、一文ごとに条例適合性の検討を行ったものではないが、総体として非公開とする判断を行ったものであり、今回改めて一文ごとに検討を行ったが、一部であっても公開することそのものが、所管事務である内部監査やハラスメントに係る事務に対する協力を今後得られなくなるおそれがあることから、全体を非公開とすべきであると考えている。

イ 本件処分2について

(ア) 本件特定文書2は、相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業第三者委員会から、コンプライアンス上の問題が報告されたことから、懲戒処分等の人事上の措置の検討のためのヒアリング（以下「人事措置検討ヒアリング」という。）を行った結果である。

非公開を決定した理由は、条例第7条第6号ア及びエに該当するためであり、本件処分1と同様である。

(イ) 人事措置検討ヒアリング時の会話は、記録作成のために録音し、その音声データは記録作成後に消去したため残っていない。

(ウ) 人事措置検討ヒアリングは、当該ヒアリングを受けた職員の個々の認識に基づく意見を聞き取りしているものであり、認識の違いなども生じ得るところ、これを公にすると、今後、職員の非違行為等に関す

るヒアリングをする際に、ヒアリングを受ける職員が、萎縮し、または躊躇し、ありのままの認識に基づいて、率直かつ詳細な説明を行わなくなることで、適正な情報収集が困難となるおそれがあると考えた。

(エ) 審査請求人は、ヒアリングを受けた職員は、ヒアリングの結果が報告書としてまとめ、公の情報として公開されることを予測できた上で、ヒアリングを受けていたものと考えられることから、条例第7条第6号アを根拠として全てを非公開とすることは適当でないと主張する。人事措置検討ヒアリングの実施に当たり、職員に対し、秘密保持の説明を行っていたか否かは定かではないが、従前から懲戒処分に係るヒアリング結果等を公表するという実質的な運用はないことから、ヒアリングを受けた職員が、その内容が公開されると認識していたとは考え難い。ヒアリングの内容は、公開されないという慣習的な理解のもと、任意の協力により率直な意見を聞いているものであり、審査請求人の主張は当たらない。

(オ) 職員の多くが自身のスケジュール管理をパソコンのスケジュール管理ソフトで行っており、入力したスケジュールは他の職員も同ソフト上で閲覧することができる。人事措置検討ヒアリングの日時、場所等が明らかになると、スケジュール管理ソフト上で、日時、場所の情報と職員のスケジュールを突合することにより、誰が当該ヒアリングを受けたか推測されるおそれがある。誰が当該ヒアリングを受け、具体的に処分を受けたことが推測されてしまうと、今後の事情聴取等に支障が生じてしまうことから非公開事由に該当すると考えた。

(カ) すでに人事措置検討ヒアリングに基づく関係職員の処分等を令和2年5月20日に発表をしており、その処分の内容と当該ヒアリングの結果を関連付けられることから、人事上の措置の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の内容が推測されてしまうと判断した。

(キ) 審査請求人は、公開請求を行った内容の一部はすでに公の情報として公開されており、ヒアリング結果を公開することによって、すでに実施された人事上の措置に影響を与えることは考えづらく、一部公開とすることが妥当であると主張する。公開されている情報と同様の発言をしている部分があることは否定できないが、ヒアリングを受けた職員も違えば、どういう位置づけの下でヒアリングを行っているかという状況も異なっている。人事措置検討ヒアリングは人事上の措置を見据えた上で行ったものであり、他の事業検証のために行われたヒアリングとは状況が異なるものであることから、審査請求人の主張は当たらない。

(ク) 審査請求人は、本件における処分庁の非公開決定は、情報の用途・

目的等を基準（軸）として判断しており、非公開とすべき内容であるかの精査が、十分にされているとはいえず、過去の事例等における条文をそのまま引用（又は参考と）し、当てはめたものに過ぎないため、処分庁の主張には、一般的合理性がなく、非公開決定との判断は不適当であると主張している。本件処分は、一文ごとに条例適合性の検討を行ったものではなく、総体として非公開とする判断を行ったものであるが、情報を区分して条例適合性の検討を行ったとしても、例えば日時、場所、時間等の会議に関する情報を公開した場合、他に公開されている情報と突合することにより対象者が特定されるおそれがある。また、質問事項については、人事上の措置の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査内容が推測されるおそれがあることや、人事措置検討ヒアリングの内容については秘密を前提として任意に聞き取ったものであることから、これを公開することにより将来の同様の事情聴取に支障を及ぼすおそれが想定されることから、非公開事由に該当するものとする。

ウ 意見聴取事項の補足確認

審査会における意見聴取後、実施機関に対し補足確認として、（１）ヒアリングを受ける職員へのヒアリング開催日時の連絡方法、（２）ヒアリング会場の予約方法（スケジュール管理ソフトの利用の如何等）、について文書により照会を行った。

これに対し、（１）については電話連絡、（２）について一部の施設を除き電話予約又は直接予約を行ったとのことであった。

5 審査会の判断

（１）審議の併合について

実施機関は、当審査会に対し、諮問書１及び諮問書２により諮問を行ったところであるが、２件の諮問は、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

（２）公開の求めがあった文書について

本件公開請求により公開を求められた文書は、「令和元年度において、麻溝台・新磯野地区整備事務所（以下「ＡＡ事務所」という。）所長が庁内または庁外に対して送信したメールやチャット等の記録全て（紙媒体・電子媒体を含む全て）」及び「令和元年度及び令和２年度において、ＡＡ事務所所長及びＡＡ職員に対して行われた、コンプライアンス課等が行った聞き取り調査に関する資料及び聞き取り記録一式全て（紙媒体・電子媒体を含む全て）」である。

このうち、本件審査請求に係る公開請求文書（以下「本件公開請求文書」という。）は、「令和元年度及び令和２年度において、ＡＡ事務所所長及びＡＡ職員に対して行われた、コンプライアンス課等が行った聞き取り調査に関する資料及び聞き取り記録一式全て（紙媒体・電子媒体を含む全て）」である。

（３）文書特定の妥当性について

実施機関は、本件公開請求文書を「２ 審査請求の経緯」（２）イ（ウ）及び（エ）において記したとおり特定しているが、公開請求の内容と、実施機関が特定した文書の対応関係に、特段不自然、不合理な点は認められず、本件公開請求文書の特定は妥当である。

なお、文書特定に関して実施機関と審査請求人の間に争いはない。

（４）文書特定した文書を総体として非公開と判断したことの妥当性について

実施機関は、本件特定文書１及び本件特定文書２（以下「本件各特定文書」という。）について、一文ごとに非公開情報に該当するか否かの検討は行わず、総体として条例第７条第６号ア及びエに該当する非公開情報に該当すると判断し、公開請求を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるものではないことから、全部非公開の決定を行ったとのことであった。また、本件審査請求を受け、改めて一文ごとに非公開情報に該当するか否かの検討を行ったが、判断は変わらないとのことであった。

実施機関は、総体として非公開情報に該当すると主張しているが、条例は、原則公開を前提に、原則公開の例外として非公開情報に該当する情報を定めており、非公開情報は、公開することの利益と公開することにより損なわれる利益との調整を図るものであるから、その判断は慎重に行われなければならないところ、本件各処分は、一文ごとに非公開情報に該当するか否かの検討を行っておらず、その判断は慎重さを欠き、不適切と言わざるを得ない。したがって、当審査会は、実施機関の主張を受け入れることはできない。

（５）条例第７条第６号ア適用の妥当性について

ア 条例第７条第６号アの趣旨及び解釈

条例第７条第６号は、原則公開の例外として、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」を非公開とするもので、「次に掲げるおそれがあるもの」のうち「ア」は、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不正な行為を容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ」がある情報は非公開とするものである。

イ 実施機関の主張する「おそれ」の条例適合性

当審査会において、本件各特定文書を見分したところ、本件特定文書 1 は、実施機関が、令和 5 年 1 2 月 6 日付け相模原市指令（コ推）第 1 4 号において公文書公開（一部公開）決定した「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る職員のコンプライアンス上の問題に関する調査結果について（報告）」の添付資料であるヒアリング結果及びヒアリング時に録音した音声データの一部であり、ヒアリング対象者に、非違行為に該当する事実があったか否かを確認した際の聞き取り記録であった。本件特定文書 2 は、実施機関が行った、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る不適切な事務処理に係るヒアリング結果を起案した際の文書一式（回議用紙、ヒアリング実施状況一覧及びヒアリング結果）であり、本件特定文書 1 に基づく調査により非違行為が明らかになった者に対する処分の量定を行うための聞き取り記録及びコンプライアンス・人事部門関係者に対する聞き取り記録であった。このうち、回議用紙は、ヒアリング結果全体を報告した際の起案文書の鑑文で、起案件名及び案件要旨並びに起案者及び回議者の職名、氏名及び印影があることを確認した。また、ヒアリング実施状況一覧は、通し番号、ヒアリング対象者の氏名、ヒアリングの実施年月日及びヒアリング対象者の在籍期間（所属、職名、在籍期間）を一覧表でまとめたものであった。

なお、ヒアリング結果は、本件各特定文書ともに同じ様式を用いており、表題並びに日時、場所、対象者、調査者及び内容の 5 項目からなる様式に、対象者ごとに記録されていた。

実施機関は、本件各特定文書は、条例第 7 条第 6 号アに該当するため、全部非公開とした本件各処分は妥当であると主張することから、当審査会は、本件各特定文書について逐次条例適合性の検討を行った。

（ア）ヒアリング結果について

実施機関に対し、表題及び各項目について非公開情報と判断する理由を確認したところ、まず、「表題」については、本件各処分に係る公文書非公開決定通知書において「公開しないことを決定した公文書の名称」として知らせており、表題だけを公開しても公開請求の趣旨にそぐわないと判断したと説明しているが、条例は原則公開を前提としており、この説明だけをもって非公開と決定する理由にはなり得ず、実施機関の当該主張を受け入れることはできない。

次に、「日時」、「場所」であるが、実施機関は、職員の多くが日々のスケジュールをパソコンのスケジュール管理ソフトに入れており、入力したスケジュールは他の職員も閲覧できることから、スケジュール管理ソフトでデータ照合することにより、ヒアリングを受けた職員を

推測できる可能性があり、誰がヒアリングを受け、処分を受けたかが推測されてしまうと、事務事業の支障になると説明している。また、ヒアリング時間帯における離席の状況や職場以外の場所での目撃情報からも、ヒアリングを受けた職員を推測できる可能性があることも理由になると説明している。

実施機関が説明する、スケジュール管理ソフトでデータ照合することによりヒアリングを受けた職員の推測が可能か否かであるが、データ照合のためには、その前提として、スケジュール管理ソフトにデータが入力されていることが当然必要である。相模原市においては、会議や打ち合わせ等のスケジュールデータは、開催連絡を兼ねて主催者側がスケジュール管理ソフトで入力するのが一般的のようであるが、少なくともコンプライアンスヒアリング及び人事措置検討ヒアリングについては、実施機関はヒアリング対象者に対し電話により連絡を行っているため、実施機関が入力したスケジュールデータは存在しないことになる。

一方、ヒアリング対象者が自身の備忘のため、実施機関からの電話連絡の内容をスケジュール管理ソフトに入力していた可能性はあるが、このようなデータが存在するとすれば、実施機関のいう「推測」に繋がるデータとなり、他に知られたくない情報であろうことから、この可能性は現実には考え難い。また、ヒアリング会場は、一部を除きスケジュール管理ソフトによる予約を要しない会場を使用していることから、ヒアリング会場の予約データと紐づけて、ヒアリングを受けた職員を推測することも現実には考え難い。

このように、スケジュール管理ソフトでデータ照合することによりヒアリングを受けた職員の推測が可能であるとの実施機関の説明は、その説明の前提を欠くと言わざるを得ない。

さらに、実施機関は、ヒアリング時間帯における離席の状況や職場以外の場所での目撃情報からも、ヒアリングを受けた職員を推測できる可能性があることも理由だと説明しているが、記憶に頼る情報からの推測であり、その主張には無理がある。

上記のとおり、実施機関は「日時」、「場所」を非公開情報とする理由を主張するが、その主張は、そもそも失当と言わざるを得ない。

次に「調査者」であるが、実施機関は、公務員の職務の遂行に関する情報である公務員の職、氏名は、非公開情報に当たらないことは承知しているが、一方で、ヒアリングを行った職員の職、氏名を公開した場合、当該職員に対する偏見や、他の業務で関わった際に余計な緊張感を与えることに繋がりがかねない等、事務事業の適正な遂行に支障

があることから非公開情報に該当すると説明している。

本件各特定文書を見分したところ、調査者としてヒアリングに同席していた者は、コンプライアンス推進課、職員課（現、人事・給与課）及び両課の所属する局・部の幹部職員であった。相模原市行政組織及び事務分掌規則（平成19年相模原市規則第66号）によれば、コンプライアンス推進課の事務分掌の一つとして、「内部監察に関すること」とあり、同様に職員課については「職員の任免、賞罰、服務その他身分に関すること。」とある。事務分掌として内部監察や職員の賞罰が規定されている以上、これらの課が本件のような非違行為が疑われる案件において関係者から事情聴取を行う立場にある所管課であることは全庁的な認知事項であり、調査者は、その所属職員として事務に携わっていたに過ぎないことは明らかである。また、相模原市においては、人事異動により数年で所属が変わることが一般的のようであることから、特定の職員に職能的偏見が発生するとの主張には無理があると言わざるを得ない。

次に「内容」であるが、実施機関は、ヒアリングの実施に当たり、ヒアリングを受ける職員に対し秘密の保持について説明を行ったか否かは定かではないが、ヒアリング内容は、実施機関としても公開しないもの、ヒアリングを受ける職員も公開されないものという双方の慣習的な理解のもと、任意の協力により率直な意見を求めていたとのことであった。

ヒアリングが、慣習的な理解に基づき任意の協力により行われている状況において、仮に公開請求によりヒアリング内容が公開されることになれば、今後生じる同種の事案に関する調査において、ヒアリングを受ける職員が、ヒアリング内容が他に知られることを危惧し、調査への協力に過度に消極的になり、また、事実をありのまま語らなくなるなどの事態が想定され、かかる事態となった場合、任意の協力により実施しているヒアリング自体が立ち行かなくなることが容易に想像される。このような事態は、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれがあると認められることから、「内容」は、条例第7条第6号アに該当する非公開情報である。

なお、審査請求人は、「ヒアリングを受けた職員は、ヒアリング結果が報告書としてまとめ、公の情報として公開されることを予想できた上で、ヒアリングを受けていたものと考えられる。このことから、（中略）その全てを非公開とすることは適当でなく、（中略）非公開とすべき内容の一部を黒塗り対応とし、公文書公開決定（一部公開）とすることが妥当である。」と主張するが、上記のとおり「公の情報として公

開されることを予想できた上で、ヒアリングを受けていたものと考えられる」状況とは考え難い。

次に「対象者」であるが、「対象者」には、ヒアリング対象者のヒアリング当時における所属、職名、氏名が記載されていた。これを公開した場合、非違行為に関わった者であるとの憶測を招きかねないおそれ、また、前段で述べた「内容」と同様の事態が生じるおそれがあると認められることから、条例第7条第6号アに該当する非公開情報である。

(イ) 本件特定文書2中の回議用紙及びヒアリング実施状況一覧について

回議用紙に記載されていたのは、起案件名及び案件要旨並びに起案者及び回議者の職名、氏名及び印影であった。起案件名及び案件要旨は、本件処分2に基づく公文書非公開決定通知書により通知している内容又はこれから容易に類推することができる内容であり、非公開情報に該当しないことは明らかである。また、起案者及び回議者の職名、氏名及び印影については、当該起案を決裁するに当たり事務専決に基づき当然に設定される者に関する情報であるため、公務員の職務の遂行に関する情報に該当することから、非公開情報に該当しない。

次に、ヒアリング実施状況一覧は、通し番号、ヒアリング対象者の氏名、実施年月日、対象者の在籍期間（所属、職名、在籍期間）を一覧表にまとめたものであった。このうち、ヒアリング対象者の氏名が非公開情報であることは、上記（ア）において述べたとおりであり、条例第7条第6号アに該当する非公開情報である。また「在籍期間」は、ヒアリング対象者の所属、職名、当該所属の在籍期間が記載されていたものであったが、相模原市においては、職員の所属、職名、氏名を記載した職員録を毎年度作成し、過去分の職員録を含めて行政資料コーナーにおいて閲覧に供しており、所属、職名、氏名を公開した場合、職員録を参照することにより、ヒアリング対象者を特定することは容易であると認められることから、条例第7条第6号アに該当する非公開情報である。

なお、「ヒアリングの実施年月日」は上記（ア）において述べたとおり、また、通し番号は「ヒアリングの実施年月日」を数えることにより明らかになるものであることから、いずれも非公開情報には当たらない。

(6) 条例第7条第6号エ適用の妥当性について

ア 条例第7条第6号エの趣旨及び解釈

条例第7条第6号は、原則公開の例外として、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又

は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」を非公開とするもので、「次に掲げるおそれがあるもの」のうち「エ」は、「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報は非公開とするものである。

この場合の「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断するものである。

イ 実施機関の主張する「おそれ」の条例適合性

実施機関は、本件各特定文書は、条例第7条第6号エにも該当すると主張していることから、その妥当性を検討する。

仮に公開請求によりヒアリング対象者及びヒアリング内容が公開されることになれば、上記（５）イ（ア）で述べたとおり、今後生じる同種の事案に関する調査において、ヒアリングを受ける職員が、自身やヒアリング内容が他に知られることを危惧し、調査への協力に過度に消極的になり、また、事実をありのまま語らなくなるなどの事態が想定される。このことは、自身の弁明を十分に行うことが困難となることでもあり、公正な処分を受ける上で支障が生じることが容易に想定される。また、ヒアリングを行う側も公開を前提にヒアリングを行わなければならないことになる。このような事態は、事務事業の公正かつ円滑な実施及び適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、ヒアリング対象者及びヒアリング内容は、条例第7条第6号エに該当する非公開情報である。

ヒアリング対象者及びヒアリング内容以外が、条例第7条第6号エに該当しないことについては、上記（５）イと同様である。

（７）同一の内容をもつ他の公文書について、相模原市長（他の事務担当課）から公文書の公開決定がされていることについて

審査請求人は、他の事務担当課から公文書公開決定（一部公開）を受けており、公開決定となった文書と内容が大きく異なることは考えづらいことから、当該決定と同様に公文書公開決定（一部公開）とすることが妥当であると主張していることから、その主張の妥当性について検討を行う。

令和5年12月6日付け相模原市指令（都建室）第1号公文書公開（一部公開）決定処分により公開されたヒアリング調書を当審査会において見分したところ、その内容は、「事業の推進を困難なものにしている課題は何か」を究明することを目的とした聞き取り記録であり、事業に視点を置いたものであった。また、ヒアリングの聞き取り項目は定型化されたもので

あった。

一方、本件特定文書1は、非違行為に該当する事実が有ったか否かを確認した際の聞き取り記録、本件特定文書2は、本件特定文書1に基づく調査により非違行為が明らかになった者に対する処分の量定を行うための聞き取り記録及びコンプライアンス・人事部門関係者に対する聞き取り記録であり、ともに人に視点を置いたものであった。

審査請求人は、公開決定となった文書と内容が大きく異なることは考えづらいと主張しているが、両者の内容は大きく異なっていることから、本件各処分に当たり、実施機関の判断に相違が生じたことに特段不自然、不合理な点は認められず、審査請求人の主張を採用することはできない。

(8) 音声データを非公開としたことの妥当性について

本件処分1は、コンプライアンスヒアリングの音声データの非公開決定処分も含むことから、その処分の妥当性を検討する。

審議の便宜上、実施機関が音声データを反訳したものを当審査会において見分したところ、その内容は、ヒアリング結果の「内容」部分に該当するものであったことから、上記(5)イ(ア)及び(6)イで述べたとおり、条例第7条第6号ア及びエに該当する非公開情報である。

なお、本件処分2は、音声データを含んでおらず、実施機関は記録作成後消去したため残っていないと説明している。音声データの取扱について当審査会事務局に確認したところ、相模原市においては、会議録を作成するなどの目的で録音した音声データの保存年限は、「1年未満、用務終了後消去」とのことであり、用務終了後とは、会議録の作成が終了した時点とのことであった。このことから、本件公開請求の時点で音声データはないとの説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

(9) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(10) 結論

本市の情報公開制度は、原則公開を前提としており、条例第7条において公文書の公開義務を規定している。公開しないことができるのは、公開請求に係る公文書に、非公開情報が記録されている場合に限定している。

実施機関は、本件各処分を全部非公開と決定したものであるが、当審査会が、実施機関が特定した本件各特定文書を見分したところ、実施機関が非公開事由として主張する「おそれ」を生じさせる非公開情報とは考え難い情報が含まれていた。

当審査会は、実施機関が行った本件各処分について、別表に示した部分については非公開情報と認められないことから、これを公開すべきである

と判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 7 月 8 日	実施機関からの諮問
令和 8 年 3 月 2 7 日	審議 実施機関からの意見聴取
令和 8 年 4 月 2 4 日	審議 実施機関からの意見聴取
令和 8 年 8 月 1 0 日	審議

第3部会委員 上代 庸平
釧持 麻衣※
江崎 智彦

※ 令和8年8月10日開催、第47回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会第3部会のみ

別 表

対象処分	対象文書	公開すべき部分
本件処分 1	麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る職員のコンプライアンス上の問題に関する調査結果について(報告)添付資料【ヒアリング結果】(音声データ含む)	・ヒアリング結果中の表題、日時、場所、調査者
本件処分 2	麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る不適切な事務処理に係るヒアリング結果について(報告)	・回議用紙 ・ヒアリング実施状況一覧中の表題、通し番号、年月日 ・ヒアリング結果中の表題、日時、場所、調査者